

幕末豊前における寄生地主の性格

藤本, 隆士

<https://doi.org/10.15017/4488708>

出版情報：経済學研究. 19 (2), pp.135-177, 1953-09-20. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



幕末豊前における寄生地主の性格

藤 本 隆 士

目 次

- 一 は し が き
- 二 貸付活動と土地集積
- 三 自 作
- 四 小 作
- 五 酒造業兼営
- 六 む す び

一 は し が き

日本近世封建社会における農村は、商品・貨幣経済の発展により、その基本的な自然・領域経済を変質しつつ、全国経済化の途を辿つて行く。それを農業経営の面から把握すると、中期以降、隸農主的な地主の分解が見られ、寄生地主の発生を多く発見するのである。その性格を系譜的に大別して、村方地主と、商人地主と一応区別できるのであろう。しかし両者は

交錯して更に複雑に展開する。かくて、幕末の地主の性格を規定するには、全国的に広汎な地方史料チカラによる経営分析を通して把握されねばならないであろう。この論理に答えるには不十分ではあるが、まずその手がかりとして、幕末における寄生地主の性格を垣間見たいと考えて、小稿を草した次第である。

ここに分析の対象とするのは、豊前国小倉藩において、大庄屋を勤めた、現在の福岡県田川郡金田町に在任せられる六角家¹⁾である。そこで本論に入る前に、同家及び同地方の幕末における概観を置いて置こう。

六角氏は田川郡金田村を中心とする金田手永²⁾の大庄屋であり、近世期においては、加治氏とも称され、金田在住のためか、金田氏とも称された。

金田手永は、他の糺³⁾・伊田・添田・猪膝・上野の諸手永と共に、田川郡六手永の一つであり、当手永には金田村の外に、上糸田・中糸田・下糸田・鼠池・上弓削田・下弓削田・見立・大熊・河原弓削田・宮床・宮尾の諸村及び後藤寺町があった。各村・町にそれぞれ庄屋が居り、金田村は大庄屋と共に庄屋も置かれていた。

そこで、天保九年の金田村を知るために金田手永各村の状況を表⁵⁾で窺つてみよう。

これによれば、同手永中最も大きな村である。田と畠の割合は大体二と一の割合である。又無高百姓が一七軒あるが、元祿二年、同十六年、享保元年の「人蓄帳⁴⁾」にそれぞれ名子を二九軒、二九軒、三六軒と数えるが、既に天保年間には名子を見ないので、無高百姓一七軒には名子を含まないとと思われる。

では同家では、どの位の田畠を所持していたであろうか。後に掲げる如く、安永三年には『私儀田畠三町余抱持』⁷⁾つて

(表一) 「天保九年田川郡村々免高竈数書上帳」の中、金田手永分

村名	本免	本高	四ツ高	田数	島数	竈数					
						本百姓			無高百姓		
						軒数	男	女	軒数	男	女
金田村	5.1	1,189.8035	1,903.3005	712.3100	339.5190	軒 108	人 240	人 243	軒 17	人 31	人 26
上糸田村	5.1725	572.2711	932.6365	390.6050	100.6185	44	99	92	5	7	13
中糸田村	5.1725	621.5271	1,012.91325	431.821	87.4285	56	123	117	1	0	2
下糸田村	5.1725	600.5819	978.77825	437.408	52.420	38	67	66	2	3	2
鼠池村	4.2662	157.625	211.8925	135.2025	2,809	17	41	37	2	4	4
上弓削田村	4.9	537.1172	829.3045	386.6265	120.7275	59	146	153	10	26	17
下弓削田村	4.9	577.7956	892.1090	360.2145	144.8290	58	110	139	8	17	18
見立村	4.9	214.8024	331.6535	170.8210	31.6120	54	128	124	1	1	1
大熊村	1.6	134.9952	67.71025	36.7130	106.2025	12	22	29	1	2	4
河原弓削田村	4.5	648.5158	919.565	479.6240	127.6285	44	111	123	8	13	19
宮床村	4.8	157.8160	238.69175	103.6065	13.5160	22	47	44	2	2	2
宮尾村	4.5	688.4953	976.2570	503.1235	164.7065	34	91	79	14	35	24
後藤寺町	2.3	88.8079	?	68.0265	70.4050	23	60	38	4	4	6
計		6,190.1540	9,294.8120 (後藤寺町除く)	4,216.5022	1,362.9120	569	1,285	1,284	75	145	138

いた。しかし嘉永七年（実は安政元年）には

『 金田四郎兵衛持高

本高百貳拾七石壹斗八升四合八勺

一 田畠拾三町壹反六畝廿五歩半

とあるから、約八〇年間に一〇町ほど土地集積をしている。

そこでその所持田畠数の内訳及びその地域分布を示したのが表二である。それによれば、手永内の殆どの村に土地を所持し、更に糶手永の糶村・東夏吉村や、上野手永の神崎村・伊方村に亘っている。しかし、金田手永とその周辺に集中しており、又全持高の四割二分は金田村にある。尙、各田畠にはそれぞれ請持人があり、これらの土地から受取る大部分の小作料は、その手を経て取得されている。

では、大庄屋として所持する田畠拾三町余は田川郡において、どの位の地位を占めるものであるか。（表三）¹⁰

（表二）金田四郎兵衛抱持高内訳（嘉永七年）

田 畠	請 持 名 目
田畠 反 48.0	金 田 村 加 治 源 吉 郎
田 5.727	〃 〃 〃 〃
田 1.5265	〃 〃 〃 〃
田畠 3.906	上 糸 田 村 伝 内 郎
田畠 1.022	中 糸 田 村 加 治 源 吉 郎
田畠 2.0225	下 糸 田 村 〃 〃
田 〃 11.325	上 弓 削 田 村 伝 内
田 〃 7.7015	大 熊 村 〃 〃
田 〃 9.627	大 宮 床 村 〃 〃
田 〃 3.719	宮 尾 村 〃 〃
田 4.4205	〃 〃 〃 〃
田畠 11.0085	糶 手 永 村 剛 太 郎
田 〃 9.829	糶 〃 〃 善 太 郎
田 3.4275	東 夏 吉 村 伝 内
田畠 6.3285	上 野 手 永 村 壮 助
田畠 1.1245	神 崎 方 村 壮 兵 衛
田 〃 .2095	伊 〃 〃 金 田 四 郎 兵 衛

川郡において、どの位の地位を占めるものであるか。（表三）¹⁰

(表三) 田川郡諸大庄屋抱持高(嘉永七年 猪手永は欠けている)

大庄屋	田 畠	本 高	四 ツ 高
伊田清左衛門	反 7.607	石 7,0158	石 9,631
添田直兵衛	28.0155	20,8124	29,26475
猪膝昌右衛門	125.3015	144,889	174,48825
上野寛治	90.701	103,6014	130,54125

これによれば、同家と比肩しうるのは、猪膝手永の大庄屋「猪膝昌右衛門」のみである。

田畠は六反三畝二四歩、六角氏が多く所持しているにかかわらず、本高は一七七七斗四合二勺ほど少い。これは所持田畠が猪膝氏より下位田畠であることを示している。しかるに四ツ高は六角氏が多い。これは田畠を主として所持している金田村の「免」が猪膝村より高いからである。即ち、天保九年の「田川郡村々免高竈数書上帳」によれば、金田村は『免五ツ壹歩』で前掲嘉永七年と同じであるが

『猪膝村

一 免 三ツ九分

』

で一割二分の差があるからである。

右の如く、田川郡の大庄屋中、幕末において最大の田畠面積を所持していた。では、上述の如く、安永三年以降、約八〇年間にその田畠が四倍にも膨脹したのは何によつてであらうか。それを本論として次に考察しよう。

尙、小稿においては、幕末のみを取り扱つたが、明治年代の考察も予定しているが、別の機会に譲りたい。

〔註〕(1) 六角家文書（九大九州文化史研究所架蔵）による。この史料は地方史料として、農業・酒造・貸付関係等の貴重なものであるが、残念なことに天保年間火災に遭い、それ以後は良く揃っているが、古い年代は断片的に残存するのみである。主として、幕末の分析を試みたのもそのためである。（以後史料の明示なき場合は同家文書）

(2) 小倉藩では「大庄屋一所轄を手永と唱へ」（小倉藩政時状記）―「福岡県史資料」第五輯六九一頁所載）たのであり、これは福岡藩の「舩」久留米藩の「組」等と同じである。

(3) (4) 「天保九年田川郡村々免高竈数書上帳」。

(5) 右 同。

(6) 天保年間以降諸人別関係記録に見らない。

(7) 「御願申上り上覚」。（内容は後掲。酒造業の項参照）

(8) (9) (10) 「嘉永七年田川郡大庄屋抱持田畠井差引詰書上帳」。

(11) 「四ツ高」とは「免ニ高下アリテ或ハ二ツトモ三ツ共四成、四ツ五歩、五ツ六歩、七ツトモサマム」アリ、然レドモ、免ハ皆四ツヨリ仕出タル高ニ応ジテ高下アリトモ四ツ成シムル事ナリケル云々」（昭和八年三月「福岡県久留米藩仲津藩小倉藩田制賃租ニ関スル調査」七三頁）とある。即ち免（本租率）は各村によつて異なるが、本高に免を掛けて物成（本租）を算出し、その物成が四ツ（四〇％）になる如く、高を換算したものが「四ツ高」である。これは隣りの仲津藩においても行われたが、他藩には見られない。そのため普通の藩で「高」と言はれるのを、当藩及び仲津藩は「四ツ高」に対して「本高」と称する。

（同書）

二 貸付活動と土地集積

さてここで、土地集積をもたらす高利貸付の具体的な内容のみよう。

(1) 貸付対象 幕末における生活の窮乏を反映して、農民を大多数の対象としながらも、その外に、商人・武士・役所にまで及んでいる。まず農民であるが、これは次に詳細に亘つて考察するから、それ以外のものについて見て置こう。

(イ) 商人

香 春¹⁾

米 屋 武 助

一 貳百六貫八百三拾九文 年々差引不足

此利三拾弍貫貳拾六文

ノ 貳百三拾七貫八百六拾五文

と糶手永の香春町の商人に約一割五分の利率で貸付けている。しかしこれは、前年からの繰越であるから、以前より貸付られていることを知る。

(ロ) 武士

山²⁾ 内 様

一金八拾両 丑十二月御家敷代貸

但年賦御払入之筈ニ候処寅年御知行通御難渋払入無シ当卯冬五両御払入

と武士えも貸付が行われ、年賦返済が約されている。利子は不明である。

(ハ) 役 所

御³⁾ 郡 方 御 役 所

一金五百兩 寅十二月御借入

此利七拾八兩 寅十二月より十二月迄

十三ヶ月 壹ヶ月壹歩弐朱利

五百七拾八兩

(表 四)

村 名	米	銭
金 田 村	石 20,640	貫 文 468,129
上 糸 田 村	11,760	1,044,649
中 糸 田 村	9,360	1,252,802
下 糸 田 村	11,760	1,075,514
鼠 池 村	6,880	79,551
上 弓 削 田 村	24,480	931,205
下 弓 削 田 村	10,240	1,916,248
見 立 村	3,840	498,602
大 熊 村	1,440	171,624
河原 弓 削 田 村	17,520	810,015
宮 床 村	3,120	464,142
宮 尾 村	9,360	454,558
後 藤 寺 町	1,920	603,365
計	132,320	9,770,404

内 五百兩 十二月二十日 御郡方御役所より受取

同 七拾八兩 同 廿六日 右同所より受取

代札五貫五百八拾目九分

御証文十二月廿六日御郡様江返上

これは公的役所のためか、年利一割四分四厘で一般より六厘ほど低率である。それに利子は銀札で支払われている。

(2) 貸付地域 その殆どが手永内の貸付である。嘉永七年の手永内の貸付高を知るために表四⁴⁾を掲げよう。これによれば米と銭が貸付けられている様だが、金や銀札などで貸付けられて

も、錢に換算して計上されているのである。

手永外では、糶^カ手永の夏吉・中津原・上採銅所・糶等の各村及び香春・採銅所の各町、猪膝手永の池尻村、上野手永の上野・伊方・赤池・市津の各村であり、他に僅かに築城郡、企救郡、小倉及び豊後日田、筑前国木屋瀬、同鞍手郡四郎丸村等に亘つている。この地域性を見ると、やはり集中的に金田村近隣という性格を示している。しかしながら、日田などは一件ほどあるのみであり、筑前国と言つても木屋瀬、四郎丸は直ぐ近隣に位するとは言え、貸付資本は領域を越えて他の藩にまで延びている。

(3) 貸付方法

(イ) 無担保貸付 その「書付」を例示すれば、次の如くである。

『 覚

一金子 四兩

右之通髓ニ御拝借申上候処無相違御座候然ル上へ来ル酉春元利者御上仕候為甚^{其カ}手形如此ニ御座候以上

下 糸 田 村 藤 治 郎 印

(嘉永元年) 申十二月十三日

金 田 御 氏 様

期間は一ケ年。利子は不明。中には明記されているものもあるが、一般に一割五分程度である。貸付はこの形の無担保が

多いが、それは、大庄屋という権力的背景があるためであろう。だから、無担保であるが、返済不能となれば、結極新に田島の質入・売買によつて返済しなければならなくなるであろう。

(d) 担保貸付 田島の質入と永代売渡がある。貸付に永代売渡を含めているのを貸付帳で認めるが、永代売渡と言つても請返年季が附され、元利支払の節は、再び請返される本物返の形が多いためであろう。

(a) まず質入を揭示しよう。

『 預置候田地之事

(中 略)

右之田地別紙証文之通為質物御預申上置候処相違無御座候然ル上ハ借用銀年限之内元利不納仕候ニ於為てハ永代ニ相渡申候其節一言否申間敷候依之御庄屋印形取附御渡申上候如件

寛政四年子閏二月

借用主 赤池村万屋

銀 兵衛

金 田 勢 太 郎 様

前書之通吟味之上相違無御座候 以上

金田村庄屋 藤 五 郎

庄屋の後書で保証されている。これから利子は明らかでない。この形は証文を披見したところでは他にもう一通あるのみ

で、殆どが次の永代証文の形をとっている。

(b) 永代売渡 嘉永七年の貸付帳たる「寅歳米銀札諸口入取立名寄帳」によれば、

『 中米 田村

一金 貳百七拾五両

伊 藤 健 六

下米田 大熊 宮床 田地請取

但余米入寅々申迄七ヶ年返り付約束

とある。この『田地請取』が如何なる内容であるかを知るため、その証文を次に示そう。(これは後述例証の如く、小作に
関係あるため煩を厭わず詳しく引用する。)

『 永代ニ売渡証文之事

百四十四 外わた

中田卷畝六歩 本 作

本高卷斗五升六合

(四筆中略)

田畠合七畝貳拾六歩

本高七斗卷升六合

幕末豊前における寄生地主の性格

諸物成六斗貳升八合壹勺

二池 田

中田壹反拾九歩半

永荒

本高壹石三斗八升四合五勺

(一筆中略)

田數々壹反貳畝拾歩

本高壹石五斗六升九合七勺

諸物成壹石三斗壹升六合

五池 田

中田三畝七歩半

古新地

本高四斗貳升貳合五勺

(一筆中略)

田數々七畝貳拾六歩

本高九斗三升三勺

諸物成六斗九升六合壹勺

諸物成合式石六斗四升式合

内 八石式斗

付口米

差引 五石五斗五升九合八勺

余米

代金百貳拾五兩

右者要用ニ付永代ニ売渡代金髓ニ請取申候処相違無御座候然ル上者子々孫々ニ至迄此地式ニ付全否之義申間敷候萬一
出入之義も御座候へ者何時も此証文を以御沙汰可被下候為後年依而証文如件

中糸田村売主 伊藤健六 ①

請人 長副保兵衛 ①

嘉永七寅三月

右 同 福田壮助 ①

下糸田村方頭 九郎七 ①

同村 右同 藤次郎 ①

同村庄屋 資宗彦五郎 ①

加治源吉郎殿

(裏書) 当寅々来ル申年迄七年返付

幕末豊前における寄生地主の性格

この例は「永代売渡」と言い、「子々孫々」と文言にはうたいつつも、七ヶ年の間に元銭を返却すれば請返すことができるとする所謂本物返の形である。しかし、後述のように、それらが多く請返されずに土地集積をもたらしてゆくののである。

(4) 夫(役) 銭貸付 これは手永内各村から藩へ納入される夫役の代銭納の分を、一時的に貸付けたたり、或いは立替えたりして利子をとつているものであつて、所謂大庄屋としての地位から生ずるものである。その高を嘉永元年と安政二年についてみれば

夫 銭 貸 付 高 利 子

嘉^わ 永 元 年 四二四貫九九四文 五一貫〇〇一文

安 政 二 年 二二二貫五〇〇文 二五貫五〇〇文

公のものから五一貫余、二五貫余の利子を生ませている。この率は約一割二分である。嘉永から安政にかけて丁度半減しているが、その原因は明らかでない。

(5) 利率 その都度述べてきたが、大体一割五分前後を普通とするも最低四分五厘最高二割を發見しうる。

(6) 取立 その貸付が何によつてなされているかに拘らず、殆どが銭で取り立てられているが、外に札や銀子や、米、金子でも受取られている。又特殊なものとして

『蓬^{おと}式拾八枚代』と蓬で代納しているのや、『米⁹⁾三斗二升 麦四斗入』と麦で納入して米に換算されているもの等がある。

特に小作人の場合は、小作料の米を「定米」より多く納入し『年貢差引過』として借金の返済に振り当てているのが多

い。

以上の如く取立てて、尙残金があれば、翌年に繰越され、再び利がつけられる。

(7) 貸付規模とその変遷 以上貸付の内容について見てきたが、ではどの程度の貸付

(表 五)

年	代	米 貸 付		銭 貸 付	
		石	貫 文	貫 文	貫 文
天 保	10 年	68,2250	6,877,734		
弘 化	2 年	238,7101	4,497,533		
"	3 年	229,6446	6,821,157		
"	4 年	192,7871	7,518,071		
嘉 永	3 年	314,3000	8,197,549		
"	4 年	180,3360	10,808,594		
安 政	3 年	129,2000	12,249,120		
"	5 年	216,1567	10,934,375		

大傾向をとつている。

これら一連の変遷から、貸付の拡大傾向及び金銭化傾向を把握しうる。幕末に至るに従つて商品流通の拡大、それに伴う貨幣需要の増加を知り得るのである。

が行われ、如何に変遷したか。それを集中的に表現するのは手永内の貸付である。そこで、「米銀札諸口入取立名寄帳」により明確な記帳が行われている年代をとつて表五を作成した。これによれば、着実に貸付量は増大している。又特徴的なことは、米の貸付傾向は拡大せず、銭の貸付が増大傾向にある。

(以上安政五年まで) それ以後、記帳形式が變つてゐるため表六とした。これによれば米による貸付より金銭での貸付が多い。そして徐々にではあるが拡

(表 六)

年	代	米 貸 付		銀(札)貸付		銭 貸 付		金 貸 付	
		石	貫 文	貫 文	貫 文	貫 文	両		
万 延	1 年	33,8616	43,626,525	3,737,629	1,189,5115				
文 久	2 年	40,7361	41,379,755	3,800,8914	1,413,733				
元 治	1 年	44,1804	43,158,105	5,282,071	1,111,7082				
慶 応	3 年	16,9763	?	2,727,8816	1,201,9932				

(表七)

年	代	田数	筆数	畠数	筆数
		反		反	
宝	曆	—	—	0.718	1
安	永	—	—	2.8135	8
天	明	—	—	3.809	11
寛	政	2.411	6	—	—
"	"	3.507	1	0.223	1
"	"	0.715	1	3.6295	7
"	"	1.6105	2	1.6155	2
"	"	0.507	1	5.902	3
"	"	1.020	2	0.127	1
"	"	2.8065	6	1.029	3
"	"	—	—	2.407	3
"	"	—	—	0.020	1
享	和	14.407	7	6.8165	4
"	"	2.1245	6	0.6145	1
文	化	—	—	1.918	6
"	"	—	—	0.515	1
"	"	1.820	1	8.229	9
"	"	0.7075	1	0.412	3
文	政	1.124	3	1.9165	5
"	"	0.2075	1	1.002	3
"	"	2.409	1	—	—
"	"	—	—	0.5	1
"	"	0.226	1	—	—
天	保	1.411	2	0.713	5
"	"	6.5225	10	14.0105	25
"	"	3.6055	6	—	—
"	"	—	—	0.003	1
"	"	—	—	0.012	2
"	"	0.406	2	0.9015	4
"	"	0.418	1	1.916	10
"	"	2.6085	7	1.103	5
"	"	2.3125	9	4.1045	6
"	"	2.504	6	4.520	8
"	"	5.526	8	0.110	2
"	"	3.7125	3	—	—
弘	化	4.305	6	1.025	1
"	"	2.501	6	7.002	11
"	"	3.025	5	1.7135	1
嘉	永	3.8	3	1.6075	9
"	"	5.803	5	—	—
"	"	—	—	0.403	1
"	"	1.4065	6	1.8	3
安	政	0.305	1	1.2075	4
"	"	2.7	7	0.622	5
"	"	21.4045	22	6.7055	18
"	"	4.504	5	0.1155	2
文	久	—	—	1.0135	6
"	"	—	—	2.316	3
"	"	—	—	0.914	2
慶	応	0.118	1	—	—
明	治	0.305	1	0.4	1
"	"	0.711	1	0.2175	2
計		116.427	163	99.003	211

(8) 土地集積 以上の如く、貸付活動を通じては、それが土地の集積をもたらしに至る。ここで土地集積の変遷をみてみたい。しかし残念なことに土地台帳の種類の帳簿を発見しえない。そこで永代売渡証文全一六五通を田畠別にとつてみた。しかしこれが土地集積の全容を表わすとは考えられない。一度集積して請返されたものもあろう、証文であるから紛失したものもあろう、ことが考えられるからである。けれども、現存する証文の表を作成することにより、最終的に集

積された土地の変遷は、傾向として把握されるであろう。

それが表七である。これによれば、一筆毎は実に零細な面積であるが、着実に集積が為されている。

以上、貸付活動とそれがもたらす土地集積とをみたが、その集積された土地経営を次にみななければならない。

〔註〕(1)「嘉永元年 申歳米銀札諸口入取立名寄帳」。

(2)「安政二年 卯歳米銀札諸口入取立名寄帳」。

(4)「嘉永七年 寅歳米銀札諸口入取立名寄帳」。

(5) 前掲嘉永元年、安政二年「取立名寄帳」。

(6)「嘉永七年 筑前鞍手郡四郎丸村古野惣五郎借用金引当田地畝数調子帳」。

(7) (8) (9) 前掲嘉永元年、安政二年「取立名寄帳」。

三 自 作

自作経営規模を知るため、田畠面積を把握したのであるが、史料の制約のため明らかに為しえない。しかし、自作・小作手取高を記入していると思われる「宝作帳」なる長帳が、天保十年以降大体揃っているため、それに依拠しつつその変遷を辿ってみよう。ここで注意しなければならないのは、自作も小作と同様に「定米」(貢租と余米)地主取分の合計なる語を使用していることである。例えば、天保十年の「亥歳宝作帳」によると

『川田巻 式町巻反五畝

一 定米式石式斗五升

平原

太 右 衛 門

』

として小作せしめているが翌天保十一年の「子歳宝作帳」を見ると、

『川田巻 貳町巻反五畝

一 定米貳石貳斗五升 自作 』

となつている。この年に小作から自作に転化しているのを知るが、その何れも「定米」と記し、同額の高を計上している。厳密な意味では、自作と小作とはその取得量が異なる筈である。しかし、自作は、帳簿上では如何に計上されても、その現実取得量は確かなのであるから、小作ほど厳密にならずとも良いであろう。それに反して小作の取立ては、年貢と余米の振り割りや、未納分及びその利米等の内容を記帳整理した「御年貢米取立名寄帳」という長帳があつて、厳重な計上が為されているところからも、それは裏付けられよう。

それに加え、天保十五年（実は弘化元年）の「辰歳宝作帳」に

『川田巻 貳（町カ）巻反五畝

堀

一 定米貳石貳斗五升 治平 』

とて、同筆の田が小作に再転化していることが判る。かかる例を多くみると、小作に重点を置いている地主の性格を把握できるのである。

右の如く、自作でありながら、「定米」と記されているが、その合計の変遷は、やはり自作経営規模の変遷を物語つているのである。そこで天保十年以降、五年毎に宝作帳から定米高の合計を求めて表八を作成した。これは明らかに自作経営

(表 八)

年	代	自作定米高
天保	10年	石斗升合 33-9-3-3.4
弘化	1年	30-9-4-5.0
嘉永	2年	26-6-0-0.8
安政	1年	22-3-3-1.8
"	6年	29-4-6-0.2
元治	1年	21-5-3-0

規模の縮小化傾向を示している。

しからばそれに使用した主たる労働力は何であつたか。

そこで、「家頼勤務諸人日雇諸控帳」をみれば、表九の如く、各年にその名前を見出す者もあるが、それが譜代にあるものではなく短期間にしか経続されていない。

これが、言うところの「家頼」であろうが、農繁期等は、「日雇」として臨時に使用している。即ち安政五年の同帳に

『 諸人日用

正月十二日

一巻 人

伝 七 つみこゑ

』

とか、又

『十月十日

一巻 人

龜 吉 麦 ま き

』

と一日の各労働を計上、月々の賃金を

『八人五歩 龜吉取分

賃八百五拾文

十月十五日渡

渡としている。これから、龜吉は十月に八日半働いて銭『八百五拾文』渡されて、一日銭百文を受取つている。このよう

幕末豊前における寄生地主の性格

(表 九)

年代	人名	給米	年代	人名	給米	年代	人名	給米	
安政5年	恵吉	石 3,600	文久2年	角平	石 3,200	慶応2年	角平	石 ?	
	源四郎	3,200		半平	3,200		治平	3,200	
	直吉	2,400		七平	3,200		伝三郎	3,200	
	下女	1,400		ひさ	1,200		下女	1,200	
	そよ	1,200		やす	1,200		と志	1,000	
" 6年	目代		" 3年	植次郎	1,600	" 3年	格平	?	
	恵吉	3,600		角平	3,200		伝三郎	3,200	
	七平	3,200		兵市	3,200		明治1年	角平	?
	多市	3,200		伝三郎	3,200			竹治	?
	ふじ	1,200		金右衛門	1,200			下女	1,200
おつく	1,200	子い	1,200	と志	1,000				
万延1年	恵吉	3,600	元治1年	角平	?	" 2年	格平	?	
	七平	3,200		兵市	3,600		下女	1,100	
	半平	3,200		伝三郎	3,200		おまつ		
	ふじ	1,200		金右衛門	1,773		" 3年	竹治	?
	とし	1,000		下女	?			角平	?
		はな	?	" 4年	武治	?			
" 2年	角平	3,300	" 2年		角平	?	伝三郎	3,200	
	半平	3,300			治平	3,200	下女	1,200	
	七平	3,300			伝三郎	3,200	おきよ		
	とし	1,200		金右衛門	2,090				
	たけ	1,200		下女	1,600				

に奉公人及び日雇が自作経営の主要労働力を構成している。この奉公人が如何な形態のものか明らかではないが、その隷属関係は一応推察できるにしても、近世初期に強く見られた地主手作経営における譜代的な下人とは明らかに相違している。かかる労働力を使用する自作経営は、隸農主的経営ではなく、年季的債務労働に依存すると共に臨時的日雇的労働にも依つてゐるという、商品貨幣経済の発展に基く手作経営の性格を示している。

四 小 作

小作關係の成立 土地集積から小作を開始する過程を一例を挙げて述べよう。さきに、第二節で「永代売渡」に引用せる田島永代証文の田島は、当家に売渡されてどうなつたであらうか。

即ち、(売主伊藤健六は、中糸田・下糸田両村の庄屋を勤めている。)¹⁾翌年の安政二年の「卯秋御年貢取立名寄帳」の如く

『 下糸田村健六分

池 田

一 定米五石貳斗

藤 平 作

内 碗石九斗碗升五合 秋引

同 所

一 同 碗石三斗

伴 助 作

内 碗石七升

秋引

外 和田

一 同 壱石七升 治 三 郎 作

内 九斗 秋引 『

一筆毎に小作人が居り、別小作であることが判る。

右に引用した中、「秋引」とあるのは、不作のためか、納入高から差引かれるものである。それは各年全く偶然的で、率も額も一定しないし、勿論ない年も多い。右の史料の「秋引」を合計すれば、三石八斗八升五合となり、証文に記されている余米の五石五斗五升九合八勺から差引くと、前掲「名寄帳」に、

『 内 壱石六斗七升四合八勺 健六分余米 』

とあるのと一致する。不作等のための免除額たる秋引は、定米から年貢を差引いた残りの余米から引かれるため、結局地主の負担²⁾となつてゐるわけである。

又「付口米」と言う語が証文に使用されているが、それが「御年貢米取立名寄帳」や、「宝作帳」には、『定米』として計上されているから、やはり諸物成と余米を加えたものである。証文にはこの付口米を使つたのが多いが、他に「定米」や「定付米」というのも使つてゐるが、その何れも同じ意味である。

さて、前掲の証文は永代売渡証文であるが、裏書に『来ル申年迄七年』という請返年季がついてゐる。所謂「年季売」であろう。『来ル申年』といへば、万延元年に当る。そこでそれ以後の文久四年（実は元治元年）の「子歳宝作帳」に

『 下糸田村

(中 略)

池田 健六分

中糸田

一定米 五石貳斗

藤 平

外和田 同人分

同

一同 壱石七斗

治 三郎

池田 同人分

同

一同 壱石三斗

仁 市 』

と、小作が続けられているのを見ると、年季が来ても請返されなかつたのであろう。ただ「池田」の「一定米壱石三斗」の分の小作人が代つている。それに、この史料から、小作人は中糸田村の者であり、小作田は下糸田村であることから、入作をしていることが窺はれるが、この様な形は一般に見られるものである。

小作管理

嘉永七年「田川郡大庄屋抱持田畠並差引詰書上帳」によれば、金田四郎兵衛持高は田畠拾三町壱反六畝廿

五歩半であることは前述の通りであるが、その中

『本高三拾四石九斗八升七合

金田村

一 田畠四町八反

加 治 源 吉 郎

四ツ高 五拾六石貳斗貳升四合五勺

幕末豊前における寄生地主の性格

諸納 式拾九石九升四合六勺

一 拾四石七斗壹升九合八勺

新地畠成田受藪上納

と、金田村の分は「加治源吉郎」の名になつて居り、それがあと二筆ある。都合三筆に分れて同族の加治氏の名で記されている金田村の持高は合計五町五反三畝廿壹歩半となる。この分は勿論自作・小作を合わせてであるが、大庄屋持高の村方が同族の名になつているのは、恐らくそれらの経営管理人か、或いは責任者になつているためであろうが明確な史料には未だ接していない。しかし小作料の納入はこれらの人名において行われていることから何らかの裏付けがなされるであろう。又、永代売渡証文を見るとこの加治氏の名宛になつているものが多く、それが全て大庄屋の持高に入つてゐる。しからば、この加治氏なる者の地位は何か。安政二年の「田川郡村々帯刀御免之者名前書上帳」に問えば

『

金田村

加治源吉郎

』

右者地盤代々格式子供役被仰付置候処嘉永六丑年献金仕候ニ付一代大庄屋格被仰付候と、大庄屋格である。更に同人は中糸田村・下糸田村の田畑請持人でもある。(前掲表二)

大熊村・上糸田村・上弓削田村・宮床村・宮尾村・東夏吉村及び後藤寺町は「伝内」なる名前で請持たれているが、これは嘉永四年亥十二月の「永代ニ売渡畠式証文之夏」に『加治伝内』とあることから、やはり同族の一員であろうが、村役人か否かは判らない。

次に神崎村の請持は『壯助』となつてゐるが、これは大熊村の庄屋「福田壯助」である。たゞ伊方村の『壯兵衛』と記されてゐるのは何れの者か判らない。

以上の如く、大庄屋所持の田畠は村請持があつて、それに分担せしめられ、その請持人は同族関係か、村役人かである。即ち大庄屋という封建的支配機構に依存しつゝ小作管理を行つてゐるのである。

小作料取立内容

(イ) 納入物 田も畠も米で取立帳は全部記帳されているが、中には代納があつたのではないかと思はれる。と言うのは金銭貸付の取立の場合、上述の如く、諸代納を行つて、それが多く換算されて計上されてゐるからである。

(表 一〇)

反 別	定 米	反 当
反 畝 歩	石斗	石斗升
1-4-29.5	5-2	3-4-7
2-4-7.5	3-6	1-4-8
2-8-28.5	5-5	1-9-0
2-8-2.	8-2	2-9-2
2-8-16.	4-9	1-7-2
2-0	9	4-5
4-18.5	2-6	5-6-3
1-0-15	2-8	2-6-6
7-14	1-5	2-0-1
5-22	1-0	1-7-4
6-15.5	1-8	2-7-6
8-26.	1-7	1-9-2
1-7-9	2-4	1-3-9

(ロ) 小作料||定米 この一反当を知るため主として残つてゐる天保以降の永代証文を任意抽出の方法で選出し表一〇を作成した。そこで反当定米の平均を出すため、その階層を示した表一一を作成した。これによると一石から三石までに集中する。その平均を求めて一応反当平均定米高を算出すれば二石五升となる。つまり二石前後と考えるのが妥当であろう。反当二石といへば高率なることを言はう俟つまでもない。

(ハ) 取立内容 取立の内容を知るために安政二年の一例を挙げよ

う。

『一本木』 下

一定米 壹石五斗 茂 平

松 寄

一同 貳 石

三石五斗

内 七斗五升 〔二本木カ〕
一木秋引

同 貳 石 十一月四日入

同 五 升 右 同

同 八 斗 御蔵入

三石六斗

差引 壹斗 過

代錢 七匁四分 壯助の渡

』

この「茂平」は二筆の小作田を耕作し、そのうち「一本木」の方は「秋引」で負けられている。納入は分割納入で、納入期日が記されている。次に「御蔵入」についてであるが、特にこれらの記入なきものが多い。しかし定米の取立てである

(表 一一)

定米区分	筆数	定米合計	反当平均定米
石 石 1.0~ 1.5	2	石 20—5—0	石 2—0—5
1.5~ 2.0	4		
2.0~ 2.5	1		
2.5~ 3.0	3		
3.0~ 3.5	1		
3.5~ 4.0	0		
4.0~ 4.5	1		
4.5~ 5.0	0		
5.0~10.0	1		

から、当然年貢分も取立てられている筈である。「御蔵入」とか「御蔵払」とかの記入なきものは、一括して地主に納入された定米から地主が年貢を納め、記入するのは小作人が年貢分として納入し、その分だけ右の引用例の如く計上されているのであろうか。しかし、必しもそれが毎年確然と決定されて行われるという訳でもない。

(二) 超過分 右の引用例にもある如く「定米三石五斗」のところ「三石六斗」を納入して、「差引壹斗過」が納められている。このように一定の納入高より多く納入されている例を見るが、その超過納入分の処理が色々の方式で為されている。右の例は錢で支払われている。他の例を見ると、『但貸付差引帳ニ入』とされているのが最も多い。これは前述の如く、貸付活動とからまつて貸付の返却に当てられているものである。又、ただ定米納入不足が出来て、小作料が滞つている場合に『差引過立』の分をその補充として計上しているのも僅かではあるが見うけられる。

『此分畠分ニ而過分相渡不申約定』として、超過分を返済しない畠の例もあるが、この不合理がどこから生じているか明らかでない。又『但、為替手形遺ス』と、預り手形を渡して、地主が借用した形をとつているものもある。この米は後述の如く、酒造米に廻わされている。更に又、

『差引 三升九合 過』

酒代ニ立 』

と、酒代に振り向けられているものもある。

右の如く、一応納入すべき定米高が決まつているにもかかわらず、それより多くを納入し、借金の返済や、酒代の支払

いや、換金等々に当てられては、一年を通して借りうけては、出来秋に小作料を支払い、そのあとに尙、残余が出ればそれを借用分の返却に充当するのであらう。これは農業生産における季節的収入の性格を現わしているし、又、相当高い定米の外に、尙「過」分を納入しているのを見ると、確かに農業生産力の上昇を物語りはするが、それが直ちに農民生活向上のメルクマールにはならない。却つてそれは、地主の取得分に加えられ、小作関係を維持継続する方向、即ち小作人は一度び小作関係に入るや、なかなか脱却し得ないこと、を示している。それ故にこそ、右の超過納入が行われている反面、次に述べる如く小作料納入に不足分が生じ、その処理が問題となつているのである。

(例) 不足分 安政二年「御年貢米取立名寄帳」によると

『 久右衛門

(中) 略)

(残) 〆 七升七勺

辰年貢取立ニ入

とある。この納入不足分は、無条件に翌年の同帳に繰越される。安政三年をみれば、

『 久⁴右衛門

(中) 略)

元 七升七勺

一定米 八升四合八勺 卅上納不足

として、安政二年の不足分「七升七勺」に約二割の利米がつけられ「八升四合八勺」が取立てらるべく計上されている。この例の如く、全て不足分は高利貸付として処理されている。

(表 一 二)

年	代	小作定米高	自作 自作
天保	10年	石 111—0—5—8.9	3.27
弘化	1年	(102—6—1—9.3)	?
嘉永	2年	286—8—1—1.5	10.78
安政	1年	340—1—0—1.5	15.22
〃	6年	617—7—4—3.5	20.97
元治	1年	639—4—0—8.7	29.69

急激なる土地集積がもたらした結果であらう。

右の如く、小作経営拡大の方向を辿っているが、一方小作人の担当田畠ほどの程度であらうか。ここでも面積を明らか

小作経営の規模 小作経営規模が如何なる方向を辿っているかを知るため、「宝作帳」の天保十年から五年毎に小作定米高の合計を求めて表一二を作成した。但し弘化元年は村方記録のみ計上されているので、そのみの合計を出した。だがこれによつても、天保十年より拡大していることは知りうる。この表から、前掲(表八)の自作経営規模縮小化傾向に反して、小作経営規模の拡大傾向を擲みうる。自作と小作の差は幕末になるにしたがつて上昇している。天保時、既に小作は自作の三倍余ほどあり、寄生地主的性格を持ちつつあるが、その後急激に寄生性を現わしてゆく。特に自作経営も安政元年より六年に至る間(表八)下降傾向を破つて上昇しているにもかかわらず、小作規模のそれ以上の急上昇のため、自作と小作との割合の差は決定的につけられている。これから考えれば、自作の安政六年における上昇は

になし得ないので「宝作帳」から、担当定米高を天保十年以降十年毎にとつて表一三を作成した。これによれば一石以下が圧倒的に多く、その零細性を示している。そこで小作田畠の筆数を示せば、天保十年五五、安政元年八五、元治元年八

(表 一三)

	天保 10年	安政 1年	元治 1年
石 0 ~ 1.0	人 22	人 13	人 25
1.0 ~ 1.5	5	7	6
1.5 ~ 2.0	4	6	4
2.0 ~ 2.5	2	4	3
2.5 ~ 3.0	2	2	5
3.0 ~ 3.5	0	4	5
3.5 ~ 4.0	2	4	2
4.0 ~ 4.5	2	0	3
4.5 ~ 5.0	0	1	0
5.0 ~ 5.5	1	0	1
5.5 ~ 6.0	0	1	2
6.0 ~ 6.5	0	0	0
6.5 ~ 7.0	0	0	0
7.0 ~ 7.5	0	0	0
7.5 ~ 8.0	0	1	0
8.0 ~ 10.0	0	2	1
10.0 ~ 以上	0	1	0
計	人 40	人 46	人 57

五となつてゐる。天保より安政の間には、小作田畠が三〇筆増加しているのに、小作人は六人しか増していないため、担当定米高が増しているが、元治に至るや、田畠筆数は増さぬのに、小作人が一人増加したため、担当定米高の平均は減少している。しかし天保と元治の小作人担当定米高の階層を比較すれば、一石以上の小作人が増加している。

以上の如く、自作経営の縮小化に対して小作経営の拡大化、即ちこれは正に寄生地主としての成長を物語つてゐる。かくて、その寄生性の伸長をもたらした原因の重要な基礎である酒造業の分析が必要であらう。

〔註〕(1) 「嘉永五年 田川郡村々畝高竈人数寄帳」。

(2) 例えば、拙稿「日田幕領における商人寄生地主の土地集積と小作関係」(『九州経済史研究』所載)における領主と地主の割

合均等負担と対照的である。即ち特權商人としての掛屋は領主層と連繫、封建權力の強力なバック・アップがあるのに対してこの六角家は、大庄屋役を勤めるといふ封建機構の末端を構成しているという程度で、領主層との連繫が、掛屋ほど強力でないことを明らかに示している。(一六 むすび)詳述)

(3) 「安政二年 卯秋御年貢未取立名寄帳」。

(4) 「安政三年 辰秋御年貢取立」(以下破損)。

五 酒造業兼営

そもそも、酒造等を始めたのは、

御願申上口上覚

一私儀先年揚酒場御願申上御赦免被仰付難有商売仕て候処揚酒場ニ而者不勝手之筋ニ御座候就夫近辺酒屋ニ相談仕諸道具少シ宛借受候ハ者少シ宛造リ返しニ仕度奉存候私儀田島三町余抱持居申候ニ付右為養肥し等茂取申候得者殊之外勝手ニ罷成申候御慈悲之上御赦免被成下候ハ者難有可奉存候為其御願書差上申候 以上

金 田 浅 右 衛 門

安永三年午ノ九月

右之通酒造場之儀御願申上候御慈悲之上御赦免被成下候様奉願候 以上

金 田 浅 右 衛 門

野 口 喜 久 右 衛 門 様

と、安永三年であり、それ以前は酒の小売店を持つにすぎなかつた。表向きは如何なる理由によっても酒造場を新たに始める目的は利潤の獲得のためであることは明らかである。そしてその願ひは、

『一筆申上候就者先達而浅右衛門願尤吉六名代ニ而願出有之候酒造之義昨日願之通被仰付候間此段申付ケ有之候右申上度如此候 以上

野 口 喜 久 衛 門

十月朔日

金 田 喜 多 右 衛 門 殿

と許されている。名代にしているのは、

『右者金田村酒造場実へ同村四郎兵衛名前ニ御座候得共同人大庄屋役ニ付悴専内名代ニ仕置申候天明八申年同人子供役被仰付候ニ付牝氏利八名代ニ書出申候云々

と、村役人であるためである。そしてこれから、当時既に大庄屋役をつとめていたことが知れるが、田島抱持は三町余にすぎない。しかるに、

借用申証文事

辰 七月

一 八十錢四貫目

酒場引当

但此利足共酒貸賃

辰十二月元

一 同 三貫六百廿九匁貳分五厘五毛

辰冬借引前

但利足月壹歩半

一 米 四石貳斗

辰年上納借米

代三百七拾八匁

但利足壹歩半

八貫七匁貳分五厘五毛

右者当上納差支ニ付上納米御借渡被下慥受取上納相仕廻申候所相違無御座候其外内証差支ニ付御借渡之分共ニ前頭之通毛頭相違無御座候来已七月十日迄元利相揃無滞御返済可仕候若不埒之義も御座候ば証文前錢高元利之内酒詰場並諸道具一式室札共ニ其外分居屋敷居室共不殘永代相渡可申候其余殘錢之分ハ以前証文入置候弁城村鶴田田地金田森下田

地永代相渡可申所実正也然上者我等養者不申及子々孫々脇方も如何様之義申出候共此書物を以御札可被成候為証文
如件

寛政八辰十二月

赤池村借主	銀兵衛	印
受 人	田 中	道 碩
同村方頭	庄 作	印
同村方頭	伝 二 郎	印
同村庄屋	次 郎 助	印

加 治 喜 太 郎 殿

と、酒造場や田地を担保にとつて高利貸付活動を行い、終いには、

『 永代相伝売渡申家屋敷酒造場事

巻 貴布禰廻 免四ツ五分

下々畠 貳畝拾八歩 本高七升八合 本 作

五 五ノ内 二竿 同所 免三ツ六分

下々畠 壹畝廿三歩半 同七升三合五勺 古新地

畝数 四畝拾壹歩半

物成 九升七合七勺 但屋舖年貢

一貫家 壱軒 但 居 屋

一同 壱軒 但 室 屋

一酒造場 壱ヶ所 但一切諸道具共

代 八拾文錢九貫七百七拾目

右者永代相伝亮渡代錢槌受取申所実正明白ニ御座候然ル上は此家屋舖酒造場ニおひて我等義者不申及子孫脇方々茂毛頭申分無御座候(中略)

寛政九巳十二月

赤池村方頭	庄	作	印
受人弓削田村	治	衛	印
壳主赤池村	銀	兵	印
同	伝	次	印
同村庄屋	治	良	助

加治四郎兵衛様

幕末豊前における寄生地主の性格

(裏書)

表書之代錢当巳々寅年迄十ヶ年之内元利御返済仕候へは証文前御返可被下旨承知仕候右年限之内家式酒造場受返候相談之節者当巳之居家酒造場諸普請並酒造道具仕継酒蔵等追々御仕込之分一切入用之銀高是又御仕向候而証文通請返可申候儀聊異乱之儀申問敷事為後証諸受人連印相扣へ置候 以上

請返条件をつけて、買いうけている。しかし、この酒造場は天保十亥年「酒造米高帳」に『赤池村仁平 友助々文政三辰八月讓請申候』とあるところから、他の手に再び渡つたのではないか、と考えられるが、未だ確証を得ない。斯くの如く、寛政期に至り、更に他の酒造場や家屋敷の購入が目立つてきている。それは又、前掲表七から看取される如く、安永・天明以後特に寛政を劃期として土地集積が顕著であることと連関している。即ち、酒造販売による貨幣の蓄積、そしてその前期的資本としての活動である。かくて、寄生地主の成長において酒造業兼営が占める重要な役割を更にその経営内容から分析しよう。

そこで金田村の酒造場における造高を天保十年の「酒造米高帳」に問えば、

『株高三石

小笠原大膳太夫領分

天明八申年 書上高六拾石
文化元子年

豊前国田川郡金田村

酒造人 百姓 壯 助

天保四巳年以前迄之造高

一 酒造米高 六拾石

酒造米高 四拾石

当酉年減石之分

内

酒造米高 貳拾石

同年造込之分

と、普通は六拾石の酒造米高であり、

『²⁾当寅年之義違作之國柄多既ニ夫喰差支候場所も相聞候ニ付当年酒造之義是迄造米高之三歩尅減石三歩二造被仰付出候

(中略) 右者水野出羽守殿御沙汰ニ付此段申達候

と、公義より減石を命ぜられてより年々減石しているのであるが、そのため当酒造場の年々の減石は

『株³⁾ 高三石

金田村百姓

一 酒造米 六拾石

壯

助

内 貳拾石

天保元寅年ノ三歩尅減

残 四拾石

内 拾三石

天保四巳年ノ三歩尅減

残 貳拾七石

幕末豊前における寄生地主の性格

内 拾八石 天保七申年々三歩二減

残 九石 天保七申年々酒造米

の如くであつた。しかしこの例と、前例の減石四拾石と造高貳拾石という同じ天保八年における同じ大庄屋記録の差額が生れている。幕命必しも諸藩に及ぶものではないが、

『従 公義酒造御改御役人下関迄御入込ニ相成

と、急ぎの書状があり、その別便として、

『猶以此趣外手永江も早々通達可有之候

飛札致披見候就者此度酒造御改ニ付造高之儀被申越致承知候最前手代江相渡申候書付は相違有之候義と存候間郡扣之通ニ被相答可然候猶又別紙之通ニ有之候間勘考有之宜敷斗可被申候 已上

八月十九日

小 出 段 蔵

上野 助 右 衛 門 殿

金田 四 郎 兵 衛 殿

と、御筋奉行（郡奉行）からの通達がある。藩内における御筋奉行と大庄屋との間にも、齟齬を来たしている。公義より
の「御触」は、その「写」の年代によれば天保三年以降、同四年、五年、八年及び嘉永三年にも出ている。このことは減

(表 一四)

年 代	売 上	支 出	残
弘 化 4 年	貫 文 1,219,842	貫 文 1,101,863	貫 文 117,979
嘉 永 5 年	1,380,567	1,610,708	(-) 230,141
安 政 1 年	1,028,552	1,372,450	(-) 343,898
安 政 6 年	(与市酒造米貸付差引)		(-) 300,000
文 久 1 年			(-) 855,441

石の命にもかかわらず、それが実行されなかつたことを示している。

以上、公の史料からも減石は余り実行されていないことを知つたが、更にそれが実情を知るため、経営の内容にふれてみよう。天保時代が欠けているのは残念であるが、「酒造諸控帳」なるものが弘化四年からある。それによれば、米の「酒造渡」高は

弘 化 四 年 五六石一斗九升四合七勺

嘉 永 五 年 六四石一斗八升三合九勺

安 政 元 年 七九石〇斗五升一合

となつて、嘉永三年の減石も、実質的に行われていないことを示している。

さて労働力は四―五人の「下人」を使用しているが、前述の自作に使用していた者とはその名前が異つているから、酒造のみに使う下人であろう。その性格は明らかに為し得ない。給銀は米及び錢で与えられている。

次に酒造米は小作より取立てられた余米が宛てられている。定米取立の際「過」分があつたことは前述の如くだが、それに為替手形を渡し、或いは錢で支払つていたものも、全て酒造米に廻わされている。

そこで売上収支を見れば表一四の如くである。これによれば、利益を得たのは弘化

四年であり、嘉永五年以降は「不足」となっている。しかるに安政六年以後は、記帳形式が変わり、下人労働等、直接生産に関する計上がなくなり、表一四の如く「与市酒造米貸付差引」なる新しい項目が出来、酒の受取りや、販売高の計上となり、与市への貸付よりそれが差引かれている。そして貸付が回収されない分を「残」として不足分となつている。そして安政六年の三百貫文不足の横に、『但貸付彦五郎請人証文入来酉酒造帳差引ニ而取立管』とあるから、この「与市」の貸として処理されていることが判る。これらの事柄から安政六年前頃から、直接生接から一応手を引いて、「与市」に請負生産を為さしめたと考えられる。

一方、売上内容を見ると、現金売も相当な量であるが、年間を通して農民に零細な「貸」で拾文、貳拾文と小口売を行っている。それが年々累積していることを、安政三年「辰酒貸取立名寄帳」によつて二百貫文余あることを知りうる。現金の大口売の販路は確め得ないが、小口売や、小口貸の販路は領内特に田川郡に集中し、城下町小倉も少し見える程度である。そして農民への貸付売は、結極は負債の累増、そして土地移動という経路を辿るのである。

さて、酒造業兼営の不利は安政六年前頃を転機として、請負的経営に移行したと考えられるのである。この場合、幕命の減石処置による経営不振という面は少いものではあるまいか。そこで、郡内にある酒造経営の規模を知るため天保十年「

(表 一五)

酒造米高	軒 数
石 140	3
120	2
100	2
90	1
80	9
70	1
60	6
40	2
計	26

豊前国田川郡酒造米高帳」により表一五を作成すれば、酒造米高六〇石というのは下位に属しているし、郡内のみで二六軒の酒造場を数える時、経済的原因を主として考えざるを得ない。それが如何なるものであるかは、現段階では直ちに指摘できないが、全国的に幕末の経済論理を把握する上に有力な史料を提

供することになろう。ここでは地主の寄生的性格を反映してか、営業不振の酒造業からはなれて小作経営に専心していたのであろう。かくて、酒造業で一応安永以降土地集積をもたらしながら、幕末に至つて、酒造業経営それ自身も、貸付資本家的性格に転化したのである。

〔註〕(1) 「天明八申々酒造一切歳々御触書并書上扣」。

(2) 「天保三年 酒造米減石被仰付候付酒造人共去卯年分造高書上控」。

(3) 「天保八年 酒造御改々付書上帳」。

(4) 弘化四年 嘉永五年「酒造諸控帳」。

六　　む　　す　　び

さて、以上から、自作経営の縮小化、小作経営の拡大傾向、即ち寄生地主への成長を見ることができた。これを可能にするものは、大庄屋役を勤めたという末端ではあるが、封建機構に連繋していたことと相俟つて、酒造業兼営による前期的資本の蓄積及びその貸付活動を通してのものであつた。この様な寄生地主の成立は、正に地主的土地所有の事実的、進行的過程であつた。しかるに封建体制内において、かかる事実が進展することは、とりもなおさず領主権力の後退を表現すると同時に、地主制の進展は更に、領主権力の後退を余儀なくせしめるものであつた。ここに領主との対抗関係が存在するのであるが、やはり寄生地主成立の過程における封建権力のバック・アップは無視しえない。この封建領主との連繋と対抗の面を明らかにするために、掛屋をつとめ、特権的商人寄生地主として伸長した日田幕領における千原家と比較検討をしてみよう。

千原家は、最初農業を営んでいたのであるが、酒・醬油等醸造業を開始するに至り、貨幣蓄積により、急激に膨脹し、商人として活躍、掛屋となつた。かくて商業・金融面において自己の勢力をはり、中期以降、殊に幕末、領主財政の窮乏化と共に、日田における西国郡代の台所を扱うに至り、九州一円の諸侯に所謂大名貸として、その「日田金」の偉力を誇つた。そこには自ら領主層との緊密なからみあいが生ずる。特権的商人として成長した所以である。

(表 一六)

年 代	田地作り高 (米)	畑作り高 (大豆)
天保3年	石 0	石 0.7
" 4年	1.75	0
" 14年	0	0
嘉永1年	3.4	1.245
安政4年	5.7	3.691
慶応3年	0	0.76

そこでその土地経営をみると、正徳元年より慶応三年に至る一五七年間に田畠合計二八町九反二畝一四歩程集積している。それに対し自作は表一六の如く全く不規則で、これから自作の一定の経営を考えることはできない。これに反し、小作は集積せる自余の田畠全てを小作せしめているのは当然であろう。特徴的なことは、年貢と余米の合計たる定米を小作人からとり立てて、それを領主と地主が分配するの、天保以前まで年貢六分、余米四分の割合で定米が分割されていたのが、天保六年に至り五分五分の等額のものも漸次現われ、安政四年に至るやそれが逆に年貢四分、余米六分というものが現われた。それも、定米という枠の中で、かかる分割率の逆転が行われるものがあることは、正に従来の領主取得部分に地主取り分が喰い込むこととなるのである。このことは明らかに領主と利害が相反していることを示している。そしてそれを可能にするものが前期的資本家としての存在であるが、それこそがとりもなおさず、領主との連繫を示すという矛盾こそ、この寄生地主の性格であつた。

しかるにここで取り上げた六角家は、大庄屋であると共に、農業経営を主として行い、酒造業による貨幣蓄積、その貸付活動による土地集積、この一連の流れから成長した寄生地主であつた。それ故にこそ、小作料取り立てにおいても、年貢の中に喰い込むことも見られず、年貢高より余米高が多いものがあるにしろ、それは領主部分ではなく、農民の余剰労働部分に喰い込むことによつて成立しているのである。それ故に「秋引」・「春免」などがあつても、それは自己の負担としていて、領主にそれを転稼することはなかつた。

以上二つの代表的な寄生地主を比較したのであるが、それらが近世期において成立する基盤は、正に領主層の後退及び農業生産力の上昇という二つの要因から生じた間隙に成立したものであることは共通している。しかるに千原家のような特権的商人寄生地主は、農業経営においては全く積極的意図はなく、農民に寄生——領主層に寄生することによりこれを可能にしている——するのみの小作料収得地主であり、他方村方地主たる六角家は、前期的資本の貸付活動を行い、それがもたらす土地集積に対し、自作も縮少はしつつも経続し、小作経営の拡大に意を用いているところの農業経営を主としている寄生地主である。それ故にその事実上の地主的土地所有の推進者は後者であつたと考えられるのである。

かかる二つの寄生地主の性格の分析は、領主層との連繫と対抗、及びそれらが成生発展せる道程における経営分析を通じて幕末の経済・社会構造のより具体的・論理的把握と共に広汎な史料で今後更に推し進めねばならないところである。

〔註〕(1) 前掲拙稿。金融面等における分析は、遠藤正男著「日本近世商業資本発達史論」一三五頁以下に詳しい。